

林業・木材製造業労働災害防止協会 ヒアリングシート

1. 労働災害防止計画に即応した業務	
特に重点とする事項	(1)林業現場責任者安全衛生教育訓練事業 (2)「林材業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援 (3)振動障害予防のための特殊健診等の定着促進 (4)林業・木材製造業労働災害防止規程の遵守徹底 (5)林材業リスクアセスメントの普及定着
進捗状況 (23年度)	(1)林業現場責任者安全衛生教育訓練事業 H23年度、班長、職長等の現場責任者に対しての教育訓練事業を展開して、安全指導體制の強化に取り組む。(目標2350名) (2)「林材業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援 労働災害の未然防止のための現場安全パトロールや個別指導、林材業リスクアセスメントの導入フォローアップなど会員をはじめとした事業場への密接な指導を行う。 ●現場安全パトロール及び個別指導等(目標376回) (3)振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 ●林業巡回特殊健診未受診者雇用事業場、チェーンソー取扱い事業場及びチェーンソー取扱労働者への受診勧奨・指導(3500事業場、31,400名) ●支部における林業巡回特殊健康診断の指導と助成(目標23000名) (4)林業・木材製造業労働災害防止規程の遵守徹底 (H21年度) 災防計画及び災防規程のパンフレット並びに災防規定の追加規定の蜂刺され対策及びチェーンソー作業用防護衣普及啓発リーフレットを作成して、会員に対して配布。 (H22年度) 林業における死亡災害の増加に対応して、会員による現場安全パトロール、一斉自主点検等などの緊急対策の実施。(現場パトロール1075事業場、自主点検905事業場) (H23年度) ありとあらゆる機会を捉えて、災防規程の趣旨、内容等を周知。 (5)林材業リスクアセスメントの普及定着 林材業におけるリスクアセスメントの普及定着を図るため、ありとあらゆる機会を捉えて、林材業リスクアセスメントの取組促進の指導援助を推進。 ●テキスト 危険をよみ、災害の芽をつむ～林材業におけるリスクアセスメントの手引き～ ●パンフレット 危険をよみ、災害の芽をつむ リスクアセスメントを進めよう(林業編、木材製造業編)、伐木造材作業編(H19)、刈払機編(H20)、スイングヤーダ集材編(H21)、間伐作業編(H22) ●DVD教材 林材業におけるリスクアセスメントのすすめ方～危険をよみ、災害の芽を摘む～
2. 労働災害防止規程の法令水準との比較(業種別団体のみ記入)	
	96項目で法令水準を上回っている。 ●第10条 (服装) 蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させるよう努めなければならない。 →法令上このような規定はない。蜂刺され災害防止に必要な措置であることから明記 ●第16条 (近接作業の禁止) 立木を伐倒する場合には、立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。 →法令上このような規定はない。労働災害防止の観点から具体的な数値を明記

法令水準を特に上回っている事項とその理由	●第20条（かかり木の処理） 作業は、できるだけ2人以上の組で行うこと。 →法令上このような規定はない。1人作業は危険なため2人での組作業を具体的に明記 ●第25条（受け口及び追い口） 受け口の深さは、胸高直径70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとすること。 →法令上このような規定はない。危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記 ●第26条（くさびの使用） 伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重さが偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。 →法令上このような規定はない。危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記 ●第116条（下刈り） 刈払機を用いて作業を行うときは、作業員から5メートル以内を危険区域とし、この区域に他の作業員を立ち入らせないこと。刈払機を用いて作業を行うときは、急斜面では、斜面の下方に向かって刈り進まないこと。 →法令上このような規定はない。危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記 ●第125条（保護具等の備え付け） チェーンソーによる切り傷防止のための防護衣を備え付けるよう努めなければならない。 →法令上このような規定はない。労働災害防止に有効な装備であることから明記
規程を追加・変更する際の仕組み	規程変更検討委員会における審議（変更の趣旨、変更項目、変更条文案） ↓ ブロック支部長会議における説明 ↓ 常任理事会による変更案の承認 ↓ 理事会・総代会による変更案の承認 ↓ 学識経験者、労働者代表の意見聴取 ↓ 認可申請
3. 理事（理事数：60名）（会長1名、副会長2名、専務理事1名含む）	
現在の理事数を必要とする理由	理事の構成は、各都道府県支部長（47名）と林業中央団体役員（7名）から成り、広範かつ幅広い意見を聴取し審議することにより、的確かつ適正な事業運営を確保できる。
4. 理事会	
理事会の開催実績（22年度）	<理事会、総会> 22年6月開催 <常任理事会> 23年3月開催
審議内容	事業計画（22年度） ・事務局から各事業項目に沿って、事業の内容の詳細な説明を行った。 ・委託事業の受託の可否、災害件数の増加に対応した事業とされているかについて質疑を行った。
	収支改善（22年度） ・事務局から、決算報告、収支予算案、支部の会費案について説明を行った。 ・事業収入と支部事業活動費の関連、会費収入の減少、受託事業費の減少、本部組織改正の手續きについて、質疑を行った。 ・協会の財源と現状、収支の隘路を開拓するための方策を探るため、「協会の在り方に関する検討委員会」を発足させて、23年度中を目途に結論を得ることの説明を行った。
	コンプライアンス（18年度～23年度） ブロック別支部長会議において、支部長（＝理事）に法令違反の情報の提供と今後の再発防止を要請した。
5. サービスの向上の取組	
会員及び利用者の評価や要望を取り入れる仕組み	自主事業、補助事業、委託事業の講習会、研修会においてアンケートを実施して、事業の立案に反映する。

実績(22年度)	・林材業労働法令等集団指導会(受講事業者1235名、受講労働者1432名) ・間伐作業におけるリスクアセスメントの普及促進(100名) ・全国林材業労働災害防止大会(33名)
6. 支部	
支部の運営主体	・都道府県木材組合連合会系(33) ・都道府県森林組合連合会系(3) ・その他(11)(都道府県労働基準協会、林材業関連団体)
支部の運営に対する本部のチェック体制と実績(22年度)	監事による支部総会資料の分析、支部事業の実態聞き取り調査を実施することとしているが、H22年度は実施していない。
支部に理事、監事、総会が存在する理由	協会内部規程として協会支部準則を定め、各支部は準則に基づき支部の理事、監事を置き、支部総会により事業計画、予算決算等を決定している。

会費の使途内訳及び支部運営費の財源

林業・木材製造業労働災害防止協会

▼会費の使途内訳

【会員会費】

(単位:千円)

年度	20	21	22
会費収入	84,534	81,979	78,571
使途内訳			
本部経費	0	0	0
支部経費	84,534	81,979	78,571

【賛助会員会費】

(単位:千円)

年度	20	21	22
会費収入	5,880	5,740	5,700
使途内訳			
本部経費	5,880	5,740	5,700
支部経費	0	0	0

▼支部運営費の財源

(金額の単位:千円)

年度	20		21		22	
	金額	財源	金額	財源	金額	財源
事業費	828,511	・会費収入 (84,534) ・支部事業収入 (731,377) ・国庫補助金収入 (12,600)	924,172	・会費収入 (81,979) ・支部事業収入 (829,793) ・国庫補助金収入 (12,400)	851,908	・会費収入 (78,571) ・支部事業収入 (767,637) ・国庫補助金収入 (5,700)
人件費	人件費・管理費について、本部で把握していない					
管理費						